

防人服（事）第315号
30. 9. 7

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

行政文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、平成30年10月1日から適用することとされたので、通達する。

記

1 趣旨

隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）が、行政文書の不適正な取扱いを行った場合に係る懲戒処分の基準（以下「処分基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政文書 防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第2条

第1号又は防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第2条第1号に規定する行政文書をいう。

(2) 偽造 刑法（明治40年法律第45号）第155条に規定する偽造をいう。

(3) 変造 刑法第155条又は第156条に規定する変造をいう。

(4) 虚偽の行政文書を作成 刑法第156条に規定する虚偽の文書又は図画を作成することをいう。

(5) 毀棄 刑法第258条に規定する毀棄をいう。

(6) 決裁文書 防衛省行政文書管理規則別表第1備考第1項第4号又は防衛装備庁行政文書管理規則別表第1備考第1項第4号に規定する決裁文書をいう。

(7) 改ざん 決裁文書については防衛省行政文書管理規則第3条第2項又は防衛装備庁行政文書管理規則第3条第2項に規定する総括文書管理者が別に定めるところによる再度決裁を経ない決裁終了後の決裁文書の修正の禁止に関する規定に違反して決裁文書を修正することをいい、決裁文書以外の行政文書については文書作成に係る権限なくして、又は所定の手続に違反して行政文書を改変すること（偽造、変造若しくは虚偽の行政文書の作成又は毀棄に該当するものを除く。）をいう。

(8) 紛失 防衛省行政文書管理規則第27条第1項又は防衛装備庁行政文書管理規則第27条第1項に規定する紛失をいう。

(9) 誤って廃棄 防衛省行政文書管理規則第27条第1項又は防衛装備庁行政文書管理規則第27条第1項に規定する誤廃棄をいう。

3 処分基準

行政文書に関する違反行為に対して基本となる処分基準は、次の表のとおりとし、懲戒権者による具体的な処分量定の決定に当たっては、違反行為の態様、動機、部内外に与える影響、違反者の職責・階級、平素の勤務態度及び既往処分等も含め、総合的に考慮して判断するものとする。

| 違反態様 | 処分基準 | 適用基準 |
|--|---------------|------|
| 行政文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の行政文書を作成し、又は行政文書を毀棄した場合 | 免職、降任 又は停職 | |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| <p>決裁文書を改ざんした場合</p> | <p>免職、降任 又は停職</p> | |
| <p>行政文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせたとき</p> | <p>停職、減給 又は戒告</p> | <p>本違反態様は、決裁文書以外の行政文書の改ざんを行った場合又は過失などにより行政文書の不適正な管理を行った場合に適用する。「不適正に取り扱った」とは、紛失や誤廃棄に準ずる行政文書の不適正な管理をしたこととし、「公務の運営に重大な支障を生じさせたとき」の目安については、複数の局・部・課等にわたり相当程度の支障が生じたもののほか、一つの課等における対外的な問題が発生しその間業務遂行が一定期間にわたって著しく阻害されたものとする。</p> |

4 その他

- (1) この通達の規定は、平成30年10月1日以後にした違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。
- (2) この通達に定めるもののほか、行政文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の実施について必要な事項は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第22条の規定による防衛大臣の承認を得て定める基準により行うものとする。
- (3) 大臣官房長、各局長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び各地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、行政文書の不適正な取扱いに係る違反態様及びその処分基準について、管下の隊員に対し、周知徹底を図るものとする。
- (4) この通達の運用に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。